

# 藤沢市政策研究室 ニュースレター

2006. **3** Vol.4

## Contents

- 論点解説 藤沢市・市民に対する「改革」の影響
- 研究室からの風
- お知らせ ① 職員研究員制度、政策提案制度を新年度から実施 !  
② 『藤沢政策研究』創刊 !!

## ■ 論点解説 藤沢市・市民に対する「改革」の影響

「三位一体の改革」は、霞ヶ関・永田町では一応の決着がついた。そこでは「次の改革」が叫ばれる反面、厭戦気分も広がっているようである。ただいづれにしても、市役所レベルでは、「三位一体」はまだ終わっていない。というのは、市財政はもとより、市政全般に対する改革の影響を明確にして、それを市民にも正しく伝えておかねばならないからである。さもなければ、地方自治に対する市職員や市民の関心が高まらないし、この数年間の「諸改革（「三位一体」、市町村合併、地方行革・・・）」を行った国・省庁の責任が曖昧なままになってしまう。将来の市財政がいかなる方向に向かうにせよ、「改革」の影響が長く尾を引くことに間違いはないのである。

藤沢市の場合、地方交付税の不交付団体なので、わが国の自治体にとって最大の問題点である交付税削減（「三位一体」において約 5.1 兆円削減）は当面の間、直接に影響しない（もちろん地方の一員として積極的に関心を持つべきではあるが）。したがって「三位一体」の影響は、税源移譲としていくらか税収が増え、補助金改革としてどの程度財源が減るかである。ちなみに全国の市町村ベースで見れば、前者が 8,300 億円の増、後者が 7,300 億円の減である。また藤沢市についていえば、平成 18 年度は税源移譲に向けた移行期であるため、暫定的な金額として 21 億 8,300 万円が所得譲与税の形で税収増となる（同譲与税の配分は移譲予定額だけではなく人口が勘案されている）。

ただし、これはあくまでも単純な損得計算であり、あまりに視野の狭い思考である。「改革」の影響を単なる損得で終わらせてはならない。むしろ重要なのは、次の 2 点の影響である。すなわち、住民税の変化（市町村税 6%、道府県税 4%、合わせて 10%のフラット税率化）と、従来受け取ってきた補助金の減少とが、①藤沢市政の自主性、財政自主権を高めることに繋がったのかどうか、②藤沢市民の負担に今後いかなる変動が生じるのかである。

このうち特に後者の影響については、負担変動の原因を正しく区別して市民に伝えねばならない。なぜならば、税源移譲・住民税フラット化は平成19年6月から始まるが、これは定率減税の全廃（ただし平成18年度にも半減）と時を同じくしているからである。市民の大半にとって、国税・所得税と比した住民税の負担感がますます高まる時代に入る以上、負担の原因を明確にしておかないと、あらぬ誤解や反発を招きかねないのである。

（政策研究室 青木宗明）

## どうする？国より低い出生率

わが国はいよいよ人口減少時代に入った。「減った方が競争も少なくなる」「生産性を高めればカバーできる」等の楽観論もあるが、人口学者の推計によると、そんな生やさしい将来像は出てきそうにない。現在の合計特殊出生率1.29が続けば、50年後の人口は5,600万人に半減、100年後には2,500万人まで急減するという。

地元の事情はどうか。県の出生率は国より低い1.18（平成15年、横浜市・川崎市を除く）。本市は1.22（同）で、県水準より高めだが、国の水準を下回るようだ。温暖で暮らしやすい湘南の地でも人口減少と高齢化の歯車が音もなく回り続ける。（政策研究室 坂井敏晃）

## 都市計画における将来計画について

都市計画では、現在から20年後を想定して将来計画とすることとなっているが、最近の社会経済状況のめまぐるしい変化で、20年後の想定が難しい。

しかし、人口構成から生産年齢人口や高齢者数、年少人口の割合の変化は容易に想定が可能である。それによれば、わが国の高齢化率、地域の高齢化率が高まってくる。一方で発展途上国の人口は爆発的に増え続けている。また、わが国の過疎地では高齢化が進み日常生活や経済状況等の停滞が問題になってきている。都会でもこの状況に近いことが20年先に起こる可能性がある。これらの状況を勘案して、これからの日本や地域の将来計画を見直す時期に来ているのではないか。（政策研究室 重田龍雄）

研究室からの風

## 団塊の世代は社会資源になるのか

2月25日、川崎市で「かわさき自治基本条例フォーラム」が開かれた。参加者80人程度のほとんどは、市民と自治体関係者である。その中で、今後の地域経営を考えたとき、大量退職により地域に帰ってくる団塊の世代は、社会資源になるか否か、という質問があった。4人のパネリストの考えは、半々に分かれた。若い会社員のパネリストは、団塊世代の会社での仕事振りや人づきあいを見て、とても使い物になるとは思えないと答えた。自治基本条例策定に関わってきた女性パネリストは、団塊の世代の力を評価していた。

私の考えは前者に近く、団塊の世代は、それ自体では社会資源になり得ないと思う。しかし、なる可能性は秘めており、そのためには、何らかの仕掛けが必要になる。それでは、どんな仕掛けが必要なのか。こういうことを政策研究室のスタッフと一緒に考えてみませんか。

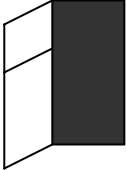
（政策研究室 大水康秀）

## 「準則第一主義」からの脱却を目指して

現在、本市の例規集には600余の条例、規則等の規程が搭載されており、そのほとんどが法律又はそれに基づく政省令等に基づく自治事務に関するもの（法定事務）である。したがって、この法定事務に関しては、全国一律の統一的な執行を図る必要性から、その規程の雛形として主務省庁が準則を制定してきた。この準則は、地方分権一括法制定以後も引き続き示されており、長い間その準則に基づき規程を制定改廃してきた自治体にとっては正に絶対的な地位を確保してきた存在である。しかしながら準則には誤りが散見されることが間々あり、その準則に従って制定改廃した自治体の規程はすべて同様の誤りを犯すこととなる。これでは、自治体の政策法務はあってないようなものである。これからは、法定事務を規定する法令を熟読しその内容を十分理解した上で、真に正しい規程を制定する力を養っていかなければならない。そして、それがこれからの本市の新たな独自性を有する政策の創設につながるものだと思っている。

（政策研究室 山口勝俊）

## 子育て支援施策の2つの論拠： 「少子化」と「子どもの貧困」



わが国の社会保障給付費における児童・家族関連給付のシェアは3.8%（2002年度）であり、高齢者給付とのバランスを欠いていると言われる。近年、次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法が制定され、「少子化」対策の観点から、子育ての環境整備施策（両立支援策）が打ち出されている。一方で、若年層の所得格差拡大（内閣府『国民生活白書 平成17年度版』）やひとり親世帯の急増によって、有子世帯における所得格差が拡大しているとの見解もある。「少子化」ばかりでなく、「子どもの貧困」という観点から、子育て支援施策を打ち出す必要があるように思う。

（政策研究室 田中聡一郎）

## 「研究」と「業務」のあいだ

このニュースレターは、昨年末以来通算4度目の発行となった。筆者のもとに直接の反響はないが、間接的に伝え聞くところによると、「毎回楽しみにしている」と評価していただくこともあるようだ。しかし、「政策研究室の研究が業務にどのような役に立つのか？」あるいは、「政策研究室は何をやっているところかよくわからない」という声も根強く残っているようである。政策研究室の「研究」を担うべく委嘱を受けた者にとって非常に耳が痛い。では、「業務に役立つ研究」とはどのようなものであるのか。これが、庁内における「業務」の経験のない筆者にはよくわからない。短期的か長期的かは別にして、決して無駄な「研究」を「業務」としている部署ではないと確信している。

（政策研究室 其田茂樹）

## 平成18年度新規事業

### ■ お知らせ 職員研究員制度、政策提案制度を新年度から実施！

政策研究室では、平成18年度から、新たな事業を開始します。

一つは、**職員研究員制度**です。この制度は、若手職員の政策形成能力等の向上を図るため、現在の職場に在籍したままで、週の半分は政策研究室で、専門の研究員の支援を受けながら研究活動ができる制度です。

もう一つは、**政策提案制度**で、市民ニーズに即した緊急性、必要性の高い事業等を自ら提案し、企画立案から事業化までを担う制度です。庁内ベンチャー事業という言い方もしています。

いずれも**庁内公募**により行います。これからの市政を担う人材として、新たな課題に創造的に**チャレンジする職員**が期待されています。細部が決まり次第、公表しますので、皆さんの積極的な応募をお待ちしています。

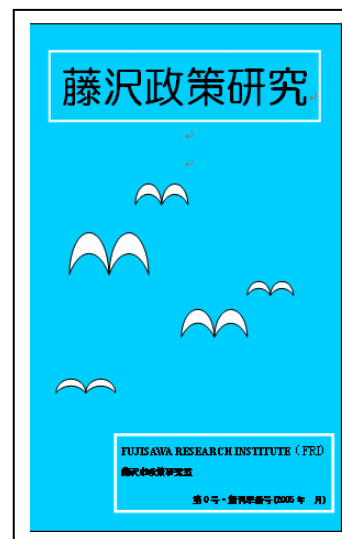
### ■ お知らせ 『藤沢政策研究』創刊しました。

2月に政策研究室の研究誌、『藤沢政策研究』（創刊準備号）を創刊しました。

**特集**には「将来人口推計から見える藤沢市のかたち～人口減少社会の藤沢市」、**スタッフレポート**には、地方行財政改革や中核市制度と藤沢市、自治体シンクタンク、駅前空間の景観問題、地震対策と橋梁、緑化推進条例のあり方などを取り上げ、藤沢市政のいまを感じることができるような内容となっています。

今後は、年2回の発行を予定しています。有償頒布（価格：1冊600円、場所：情報管理課市政情報コーナー等）となりますので、市民から問合せがありましたら、よろしくご配慮ください。

読者の皆さんに親しまれる研究誌にしていきたいと思っています。職員の皆さん、是非ご意見・ご感想を政策研究室までお寄せ下さい。今後ともよろしくお願い致します。



藤沢市政策研究室

ニュースレター

Vol. 4 / 2006年3月発行

編集・発行：経営企画課 政策研究室（本館2階）

TEL：（内線）2173（直通）0466-50-3517

E-mail：research@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市政策研究室ニュースレターは、地方自治に関する最新の情報や政策動向を伝えるため、職員向けに毎月発行しています。掲載した内容は、研究員の個人的な見解です。